

親族（未成年者）が津波にさらわれ、自宅付近（南相馬市小高区）が警戒区域に指定された申立人らについて、警戒区域の指定前に当該親族の遺体が発見されたものの、同じく津波にさらわれた当該親族の両親の捜索が制限されたこと等により葬儀の実施が遅れたことに対する、精神的損害の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1及び申立人X 2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

ア 精神的損害

但し、亡A（生年月日平成7年〇月〇日生）に対する敬愛・追慕の情を侵害されたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料
イ 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

1 精神的損害について

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目アに関する和解金として、金80万円の支払義務があることを認める。

【内訳】

申立人X 1について	金40万円
申立人X 2について	金40万円

2 本件和解仲介に関する弁護士費用について

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目イに関する和解金として、金2万4000円の支払義務があることを認める。

【内訳】

申立人X 1について	金1万2000円
申立人X 2について	金1万2000円

第3 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、下記事項を表明して保証する。

記

東日本大震災発生当時、亡A（生年月日平成7年〇月〇日生）と次の①②の関係にあった親族は、申立人ら以外には存在しないこと

① 1親等の血族及び配偶者

② 上記以外の同居の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら又は申立人ら代理人、及び被申立人がそれぞれ署名（記名）押印の上、申立人ら1通、被申立人1通を各保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年3月30日

（仲介委員 出井直樹）